

障第648号
令和6年7月22日

各指定児童発達支援事業所運営法人代表者 様
各指定放課後等デイサービス事業所運営法人代表者 様
各指定保育所等訪問支援事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の事業所を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

指定障害児通所支援事業所における自己評価結果等の公表及び県への届出
について(照会)

指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所及び指定保育所等訪問支援事業所においては、「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成24年岐阜県条例第82号)第27条第5項から第7項まで、第72条(第27条準用)及び第80条(第27条準用(第4項を除く。))の規定により、自己評価及び事業所を利用する障がい児の保護者による評価(保育所等訪問支援にあつては、当該事業所の訪問支援員が当該障がい児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価を含む。)について、おおむね1年に1回以上の実施と公表、都道府県への届出が義務付けられているところです。

つきましては下記に留意いただき、令和5年度中に実施いただいた自己評価結果等の公表状況に関しまして、回答いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象事業所

以下のいずれかのサービスを実施している事業所(岐阜市内を除く)であり、令和6年4月1日時点で指定から1年以上が経過している事業所

- ・児童発達支援センター
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

2. 届出先

- (1) 岐阜圏域（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）に所在する指定事業所
→ 岐阜県 岐阜地域福祉事務所
- (2) 上記（1）以外の指定事業所
→ 岐阜県 健康福祉部 障害福祉課

3. 届出方法について

下記のオンライン回答フォームもしくはQRコードより、令和5年度実施・公表分についてご回答ください。なお、上記2のとおり届出先によって回答フォームが異なりますので、ご注意ください。

- (1) 岐阜圏域（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）に所在する指定事業所

【オンライン回答フォームURL】

<https://logoform.jp/form/T8mB/668709>

【QRコード】



- (2) 上記（1）及び岐阜市内にある事業所以外の指定事業所

【オンライン回答フォームURL】

<https://logoform.jp/form/T8mB/553048>

【QRコード】



4. 届出期限について

令和6年8月9日（金）【厳守】

5. 回答に係る注意点

- 指定を受けているサービスごとにご回答ください。
（多機能型事業所の場合、サービスごとに回答が必要です。）
- 令和6年4月1日時点で指定から1年を経過していない事業所につきましては、今回の回答は不要です。（指定後1年を目処に各自自己評価結果等の実施および公表を行ってください。）

※自己評価未公表減算について

おおむね1年に1回以上自己評価結果等の実施・公表が適切になされていない場合は以下のとおり減算対象となります。

対 象 サ ー ビ ス：児童発達支援（旧指定医療型児童発達支援事業所及び旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援を除く。）

放課後等デイサービス

※保育所等訪問支援については令和7年4月1日から適用

算 定 単 位 数：所定単位数の100分の85（15%減算）

減算対象及び減算期間：都道府県に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算を適用

※本通知に係る問い合わせ先

（問い合わせ先は届出先によって異なります。）

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係		
係長	若原	担当	島田
電話	058-272-8302		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

所属	岐阜県岐阜地域福祉事務所 福祉課地域福祉第二係		
係長	永田	担当	菊川、入山、山内
電話	058-272-8287		
E-mail	c22801@pref.gifu.lg.jp		